

# 令和元年台風第 19 号被害に関する

## 緊急要望

令和元年 10 月

全国町村議会議長会

大型で非常に強い台風第 19 号は、関東甲信越地方から東北地方に至る広い範囲で記録的な大雨をもたらした。

この台風により、河川の氾濫、堤防の決壊、土砂崩れ等重大な災害が発生し、被災地では尊い人命が失われたほか、多くの人々が避難を余儀なくされるとともに、家屋、道路、河川、鉄道に加え、電気・水道といったライフライン、さらには、農林水産業や地場産業にまで大きな被害が生じ、住民生活及び経済活動に重大な影響を及ぼしている。

今後、被災町村では、復旧作業に全力で取り組むこととなるが、財政基盤の脆弱な町村においては、災害復旧に充てる経費にも限度があり、その対応には困難を極めるものとなる。

よって、台風第 19 号による災害については、早期の被災者支援及び復旧対策を進めるとともに、地域の住民の安全確保を図るため、次の措置を講じるよう強く要望する。

## 記

### 1 激甚災害の早期指定

今回の台風災害を激甚災害法に基づく激甚災害に早期に指定すること。

### 2 被災地との連携の強化

早期の被災者支援及び復旧を進めるため、被災地の状況をしっかり把握して速やかな対策を講じるために、被災地との連携を一層強化すること。

### 3 被災町村への支援の強化

被災町村においては、避難所生活の環境整備をはじめ、被災者の救援について支障を来たすことのないよう、あらゆる手段を講じ、被災町村への支援を強化すること。

また、普通交付税の繰り上げ交付に加え、今後の災害救援、災害復旧などの財政需要に対しては、特別交付税等において十分な措置を講じること。

#### 4 被災者支援施策の充実・強化

台風により生活基盤を失い、厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。

#### 5 災害廃棄物に対する支援

膨大な災害廃棄物が発生していることから、被災町村が実施する災害等廃棄物処理事業について、予算の確保を図るとともに、仮置き場やごみ焼却施設、最終処分場の確保、広域処理体制の整備等、万全な支援を講じること。

#### 6 ライフライン等の早期復旧

被災者の避難生活や今後の生活復旧にあたっては、電気、水道や通信環境等のライフラインは必要不可欠であることから、一刻も早い復旧に向けた最大限の支援を行うこと。

また、今回の台風により大きな被害を受けた新幹線・鉄道、道路・橋梁等の公共土木施設、農林水産業施設、学校教育施設等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講じること。

#### 7 被災自治体に対する人的支援

県内外から人的支援として行われている職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

令和元年10月24日